

農家民宿等の宿泊事業者による 旅行商品の企画・提供の解禁について

国土交通省 観光庁
参事官(旅行振興)
令和3年10月

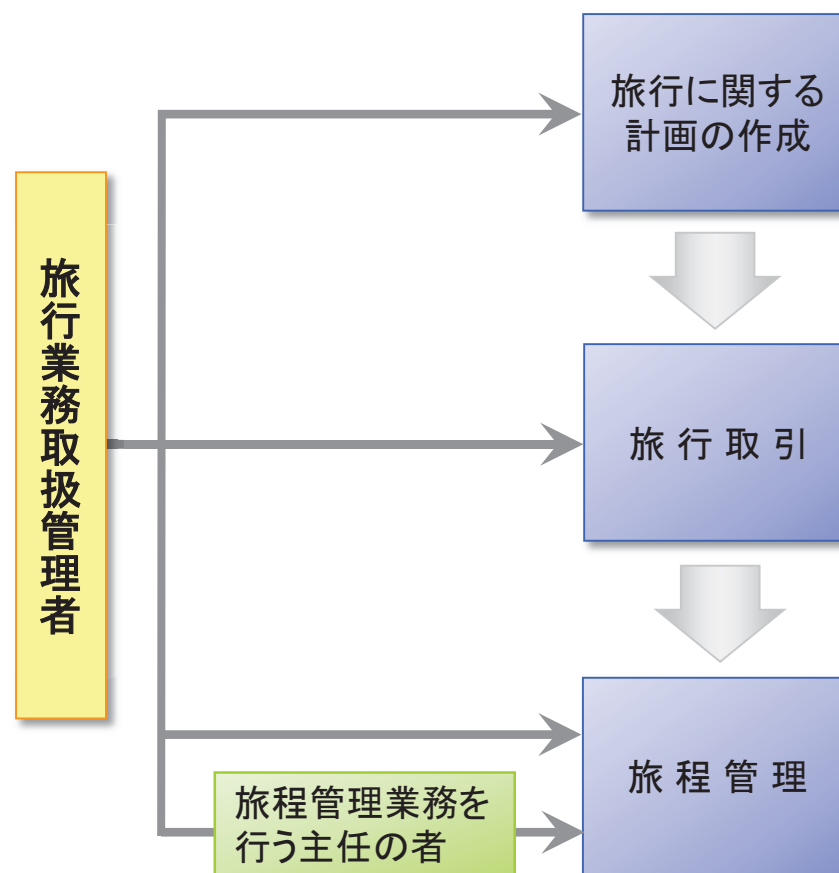
旅行業務取扱管理者の概要

- 旅行業法では、消費者保護の観点から、旅行業者等が、営業所ごとに、一人以上の旅行業務取扱管理者を選任し、取引の明確性や旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項の管理・監督に関する事務を行わせることを義務付け。
- 旅行業務取扱管理者は、国内外の業務を取り扱うことができる「総合」、国内の業務のみ扱うことができる「国内」、隣接市町村までの業務のみを扱うことができる「地域限定」の3種類。

旅行業務取扱管理者の職務(施行規則第10条)

旅行業務取扱管理者は、以下の事項についての事務を管理・監督

- ① 旅行に関する計画の作成に関する事項
- ② 旅行業務の取扱い料金の揭示に関する事項
- ③ 旅行業約款の揭示及び備置きに関する事項
- ④ 取引条件の説明に関する事項
- ⑤ 契約書面の交付に関する事項
- ⑥ 企画旅行の広告に関する事項
- ⑦ 運送等サービスの確実な提供等、企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- ⑧ 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- ⑨ 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- ⑩ 取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項



地域限定旅行業務取扱管理者試験について

- 地域限定旅行業においては、一般的に、宿泊サービスの提供契約の締結や媒介行為を行うため、国内旅行業務取扱管理者試験と同様に、地域限定旅行業務取扱管理者試験においても宿泊約款に関する知識が求められているところ。
- 国家戦略特別区域特例措置による旅行業務取扱管理者試験においては、既に民宿等を営んでいる者が限られた区域内で旅行業務を行うことが前提とされており、宿泊約款に関する知識はある程度保有していると推察されることから、例外として試験科目から宿泊約款を除外することとしている。
- 一方で、地域限定旅行業務取扱管理者試験においては、国家戦略特別区域特例措置とは異なり、受験者が限定されておらず(宿泊約款に関する知識の有無を確認できない)、より多くの種類と広範囲の旅行商品を取り扱っているため、宿泊約款に関する知識を修得することにより、旅行者の安全・安心を担保する必要がある。

旅行業務取扱管理者試験に係る試験科目の比較

	地域限定旅行業務取扱 管理者試験(現行)	地域限定旅行業務取扱 管理者試験(変更後)	国家戦略特区特例措置
旅行業法等	○	○	○
旅行業約款	○	○	○
運送約款	○ (航空運送を除く)	○ (航空運送を除く)	○ (航空運送を除く)
宿泊約款	○	○	研修
旅行業務に関連する料金	○(研修で代替可)※ (航空運送を除く)	○ (航空運送を除く)	研修
実務処理能力	○(研修で代替可)※ (日本地理を除く)	○ (日本地理を除く)	研修

(備考:試験は東京及び大阪の2会場で実施。) ※ただし、研修は現在実施していない